

○農林水産省令第二十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十五年五月二十日

農林水産大臣 武藤 嘉文

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「北緯二十七度三十分」を「北緯二十七度十分」に改め、「含み、」の下に「与論島及び」を加える。

別表二の一の項の地域の欄中「北緯二十七度三十分」を「北緯二十七度十分」に改め、「含み、」の下に「与論島及び」を加え、同表の二の項の地域の欄中「北緯二十七度三十分」を「北緯二十七度十分」に、「含む」を「含み、与論島を除く」に改め、同表の四の項の地域の欄中「北緯二十七度三十分」を「北緯二十七度十分」に改め、「南西諸島」の下に、「与論島」を加える。

別表四の一の項の地域の欄及び別表五の一の項の地域の欄中「北緯二十七度三十分」を「北緯二十七度十分」に、「含む」を「含み、与論島を除く」に改める。

附 則

この省令は、昭和五十五年五月二十二日から施行する。